

平成五年労働省令第三十四号

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律規定に基づき、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則を次のように定める。

(法第二条第一項の厚生労働省令で定める場合)

第一条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号。以下「法」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める場合は、同一の事業主に雇用される通常の労働者の従事する業務が二以上あり、かつ、当該事業主に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務(当該業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。)に当該事業主に雇用される労働者が従事する場合とする。

(法第六条第一項の明示事項及び明示の方法)

第二条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対する明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるるものとする。

一 昇給の有無

二 退職手当の有無

三 賞与の有無

四 短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

事業主は、法第六条第一項の規定により短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

法第六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、第一項各号に掲げる事項が明らかとなる次のいづれかの方法によることを当該短時間・有期雇用労働者が希望した場合における当該方法とする。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するため用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号において「電子メール等」という。)の送信の方法(当該短時間・

有期雇用労働者が当該電子メール等の記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。)

前項第一号の方法により行われた法第六条第一項に規定する特定事項(以下この項において「特定事項」という。)の明示は、当該短時間・有期雇用労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、前項第二号の方法により行われた特定事項の明示は、当該短時間・有期雇用労働者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該短時間・有期雇用労働者に到達したものとみなす。

(法第十一条の厚生労働省令で定める賃金)

第三条 法第十一条の厚生労働省令で定める賃金は、通勤手当・家族手当・住宅手当・別居手当・子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金(職務の内容(法第八条に規定する職務の内容をいう。)に密接に関連して支払われるものを除く。)とする。

(法第十二条の厚生労働省令で定める場合)

第四条 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が当該事業主に雇用される通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者(法第九条に規定する通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者を除く。)が既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。

(法第十二条の厚生労働省令で定める福利厚生施設)

第五条 法第十二条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。

一 給食施設

二 休憩室

三 更衣室

(法第十七条の厚生労働省令で定める数)

第六条 法第十七条の厚生労働省令で定める数は、十人とする。

(法第十七条の厚生労働省令で定める数)

第七条 事業主は、法第十七条で定める事項を管理するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該事項を管理する者を短時間・有期雇用管理者として選任するものとする。

(権限の委任)

第八条 法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要な地位する。

ると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

(準用)

第九条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二号)第三条から第十二条までの規定は、法第二十五条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「短時間・有期雇用労働者法」という。)第二十五条第一項」と、同令第四条(見出しを含む。)、第五条(見出しを含む。)及び第八条第一項中「機会均等調停会議」とあるのは「均衡待遇調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十五条第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十六条において準用する法第二十条第一項」と、同項中「法第二十条第一項」とあるのは「同項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第九条において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「短時間・有期雇用労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間・有期雇用労働者」と、読み替えるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日労働省令第二四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の日の前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十七条及び改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができる」ととなつた事業主に対する当該支給については、なお從前の例による。

3 この省令の施行の日の前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十八条及び改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の四の規定により事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けたことができることとなつた事業主団体については、改正後の労働者災害補償保険法施行規則第二十七条及び改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができる」ととなつた事業主団体とみなす。

4 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権推進整備法」という。)の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定(これらに基づく政令の規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又は地方分権推進整備法の施行の際に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県知事が行つた許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地

この省令は、法の施行の日(平成五年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成六年三月三十日労働省令第三五号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用についても、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされ正在中の申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

第二十六条又は第十一條の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律規則第十三条の規定により短時間労働者の均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができるのこととなつた事業主に対する短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお從前の一例による。

41 旧雇保則第百八十八条第一項に規定する中小企業雇用安定化奨励金（同条第十項第一号イに該当する中小企業事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けた事業主に対する第十一條の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律規則第十三条に規定する均衡待遇・正社員化推進奨励金（同条第一項第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給については、中小企業雇用安定化奨励金の支給を均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第二号又は第三号の規定を適用する。

42 旧雇保則第一百八十八条第一項に規定する中小企業雇用安定化奨励金（同条第十項第一号イに該当する中小企業事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は第十一條の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律規則第十三条に規定する短時間労働者均衡待遇推進等助成金（同条第二項第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けた事業主に対する第十一條の規定による改正後の短時間労働者均衡待遇推進等助成金（同条第一項第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給については、中小企業雇用安定化奨励金の支給を均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第二号又は第三号の規定を適用する。

43 第十一條の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律規則第十三条に規定する短時間労働者均衡待遇推進等助成金（同条第二項第四号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けた事業主に対する改正後の同条に規定する均衡待遇・正社員化推進奨励金（同条第一項第一号イに該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給については、中小企業雇用安定化奨励金の支給を均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第二号又は第三号の規定を適用する。

給を均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第四号又は第五号の規定を適用する。

附 則

(平成二十五年三月一日厚生労働省令第二〇号)抄

1 この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二十五年四月一日厚生労働省令第五五号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二十五年四月一日厚生労働省令第五五号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 第二条 (施行期日)

附 則 (平成二十五年四月一日厚生労働省令第一三三号)抄

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則第六条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則別記様式(第六条関係)にかかるらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成三〇年一二月二四日厚生労働省令第八五号)抄

(施行期日)

1 この省令は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二八日厚生労働省令第一五三号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の適用に関する経過措置)

第二条

中小事業主(整備法附則第三条第一項に規定する中小事業主をいう)。第四条において同じ)については、平成三十三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第十九条第一項の規定は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第一条から第四条まで及び第七条、第八条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第四条並びに第十条による改正前の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第十九条第一項の規定は、な

おその効力を有する。